

日本学生支援機構給付奨学金【家計急変】 令和6年12月28日からの大雪による災害にかかる 災害救助法適用地域の世帯の学生に対する家計急変採用について

給付奨学金(家計急変)の申込みを受け付けます。

希望者は、**罹災から3ヶ月以内**に学生支援課経済支援係まで申し出てください。

災害救助法適用地域	<p>【青森県】 青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平川市、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町</p> <p>※ 適用地域の詳細については、日本学生支援機構のウェブサイトを確認してください。日本学生支援機構ウェブサイト「1年以内の災害救助法適用地域」:https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html</p>
<p>災害救助法適用地域の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生についても、適用地域に準じて取り扱います。</p> <p>本災害により学生またはその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた者は、JASSO 災害支援金(返還不要)の申請も可能です。申請希望者は、経済支援係へ申し出てください。</p>	
家計急変の事由	証明書類
生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ① 被災により、生計維持者の【死亡】【事故または病気による半年以上の就労困難】【失職】のいずれかの事由が発生。 ② 被災により、生計維持者の【生死不明】【行方不明】【就労困難】など世帯収入を大きく減少させる事由が発生。	・罹災証明書

※上記①②の事由を伴わない支出増大は家計急変による給付奨学金の推薦事由とすることができません。

2025年1月14日 学生支援課 経済支援係

学生センター2階 窓口①

8:30~12:45/13:45~17:00 土日祝日除く

掲示期限：2025年2月末

学生支援課ウェブサイト ⇒
横浜国立大学ウェブサイト > 教育・学生生活 > 学生支援課
PC対応サイトのため、携帯等からアクセスする場合、通信料が発生します。

